

平成 26 年 1 月 15 日

平成 26 年中における特例基準割合について、お知らせします。

健康保険料の延滞金の割合については、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）附則第 9 条の規定により、納期限の翌日から三月を経過する日までの間は、年 7.3% 又は毎年定める特例基準割合（各年の前年の 11 月 30 日を経過する時における日本銀行法（平成 9 年法律第 89 号）第 15 条第 1 項第 1 号の規定により定められる商業手形の基準割引率（以下「基準割引率」という。）に年 4 % の割合を加算した割合）のどちらか低い割合が適用されているところです。

平成 25 年 11 月 30 日を経過する時における基準割引率は、年 0.3%（平成 24 年と同率）です。このため、平成 26 年中における特例基準割合は、平成 25 年と同率の年 4.3%（基準割引率 0.3% + 4 %）となります。